

「新幹線車内業務の見直し」に対して 団体交渉開催の再申し入れ

昨年12月21日、新幹線地本と新幹線関西地本がそれぞれ業務委員会で「新幹線車内業務の見直し」について説明を受けました。本部は本社に対して1月12日、『申第15号』で新幹線車掌業務見直しに関する団体交渉開催の申し入れを行いました。しかし会社は団体交渉の開催を拒否したのです。JR東海労は、この「新幹線車内業務の見直し」について、車掌の大幅な人員削減のみならず、列車長・車掌長の大幅な業務量の増大による労働強化、運転士の大型行路化や混み運用の拡大、パーサーの責任拡大や労働強化をもたらすなど多くの問題が発生すると考え、2月21日『申第23号』で「新幹線車内業務の見直し」に関する団体交渉開催の再申し入れを行いました。

主な申し入れ内容は、以下の通りです。

I. 車掌の基準乗組み数の変更について（12項目）

- ◇車掌長と車掌の二人乗務での担当号車を明らかにすること。
- ◇自由席改札は行うのか。行う場合は、誰が担当するのか明らかにすること。
- ◇車掌の基準要員が減となると思うが、各運輸所の基準要員並びに車掌の余剰員は、どのように考えているのか明らかにすること。

II. 運転士と車掌のクルー化について（6項目）

- ◇同一クルーの行路内容は、どのように考えているのか明らかにすること。
- ◇運転士と車掌の準備時間は変更になるのか明らかにすること。

III. 短区間巡回と短区間行路の設定の設定について（8項目）

- ◇短区間巡回行路の要員規模を明らかにすること。
- ◇短区間巡回と短回運転の混み運用は、何行路ぐらい考えているのか明らかにすること。

IV. パーサーの役割の拡大について（15項目）

- ◇パーサーの役割の拡大について具体的な内容を明らかにすること。又、委託する業務を具体的に明らかにすること。
- ◇業務上で委託業務を拡大したパーサーと車掌の間で偽装請負と受け取られない事象はどのようなことなのか具体的に明らかにすること。
- ◇全ての列車で、パーサーの車掌担当の乗り組み要員は確保できるのか明らかにすること。